

次代の農と食を創る会 運営規約 改定(2016年4月28日版)

第1条 (会の目的)

オーガニック・エコ農産物等の生産・流通・販売に携わる次の世代がゆるやかに連携し、国内におけるオーガニック・エコ農産物等の普及拡大を具体的に推進することを目的とする。

第2条 (名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

次代の農と食を創る会

第3条 (事務局所在地)

1. この会の事務局を以下に置く。

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-3-9 新一口坂校舎 6階 小川研究室内
(会計担当事務所)

〒601-8311 京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町 126 榎坂ノ途中内

2. 実施する事業ごとの受付窓口は、プロジェクトリーダーが所属する各団体の事務所に設置する場合がある。

第4条 (会員)

1. 正会員：国内でオーガニック・エコ農産物等の生産・流通・販売、その他これに付随する業務に従事する45歳未満の者。総会における議決権を有する。

2. サポーター会員：正会員の条件は満たさないが、会の趣旨に賛同し参加する者。総会にオブザーバーとして参加できる。

第5条 (役員)

総会において、正会員の中から以下の役員を選出する。但し、監事は正会員以外から選出することもできる。

- ・代表 1名
- ・副代表 1名
- ・会計 1名
- ・理事 若干名
- ・監事 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2年。ただし、正会員の資格を有している間は再選を妨げない。

第7条（職務）

代表は、会を代表し円滑な運営に努める。

副代表は、代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

会計は、日常の会計処理を担うと共に、会の財産を適正管理する。

監事は、理事の業務執行、財産の状況を定期的に監査し、不正行為、法令違反など重大な事実を発見した場合には、総会または所轄庁に報告する義務を負う。

第8条（総会）

事業計画、予算・決算、役員改選、運営に係る重要事項については、代表が総会を招集し正会員の投票を持って可否を決定する。なお、総会の決定は正会員全体の過半数の同意をもって有効とする。

また、日々の事業遂行に必要な事項については、代表・副代表・会計・理事で構成する役員会議で決定する。

第9条（会費）

正会員：年間12,000円（年会費未納の場合、会の趣旨に反する行為を行った場合、その他正会員に適切でないと役員会議が判断した場合には入会できない場合がある）

サポーター会員：3,000円（登録手数料、名簿管理費）

会費は運営費用に充てるものとする。

第10条（規約改正）

この規約は、正会員全体の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条（入退会及び資格）

1. 正会員及びサポーター会員は、自由に入退会することができる。ただし、期中の退会の場合でも、会費等の返還はしない。
2. 正会員は満45歳の定期総会をもって正会員資格を喪失し、サポーター会員として再登録する。
3. 正会員及びサポーター会員は、本規約第1条・会の目的に沿った活動を行い、会全体の利益を損なわないよう最善を尽くすことを常とする。会の利益に大きく反する行為があった場合は、役員会議によって資格を一旦停止し、総会において処遇を決定する。

4. 正会員及びサポーター会員は、会の活動・業務を通じて得た情報及びシステム、財産等について外部への持ち出し、再利用等を行うことは出来ない。これに反した場合は、役員会議によって資格を一旦停止し、総会において処遇を決定する。

附則 1.

会の役員は次の会員とする。

■西辻 一真(代表)

〒600-8841 京都府京都市下京区朱雀正会町1番1号 KYOCA 会館3階

■種藤 潤(副代表)

〒104-0052 東京都中央区月島1-21-12

■小野 邦彦(会計)

〒601-8311 京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町126 (榎坂ノ途中内)

■岡田利奈(理事/プロジェクトリーダー)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-22-8 内外ビル7F

■片山大 (理事/プロジェクトリーダー)

〒601-8311 京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町126 (榎坂ノ途中内)

■木本一花 (理事/総合事務局)

〒600-8841 京都府京都市下京区朱雀正会町1番1号 KYOCA 会館3階

■高橋佳奈 (理事)

〒520-1217 滋賀県高島市安曇川町田中 4964

■監事 高橋勉

〒104-0031 東京都中央区京橋3-5-3

2.

この規約は

2016 (平成 28) 年 2 月 10 日から適用する。

2016 (平成 28) 年 4 月 28 日 改訂